

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組

～今後の取組方針(案)～

令和7年5月27日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. 協議会の取組方針

- 第2期（令和3年度～令和7年度）では、第1期に続き、水防災意識社会の再構築を目指し、**57の取組を継続**している。

【達成すべき目標】

**利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。**

減災対策協議会では、河川管理者、气象台、市区町、水防管理者、鉄道事業者を構成員として、**河川管理者が実施する「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」、「危機管理型ハード対策」**に加え、以下の取組を実施する。

減災のための目標達成に向けた3本柱の取組

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な**避難行動のための取組**
- ② 洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための**水防活動の取組**
- ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための**排水活動の取組**

2. 第2期の取組方針

- 第1期の総括を踏まえ、**(1) 優先的に取り組むべき取組**、**(2) 質的な向上を図る取組**、**(3) 進捗率向上を目指す取組**を選定し、メリハリある取組を行う。

		進捗率 (▲実施中+●実施済) / 対象市町数			
		0~49%	50~79%	80~99%	100%
法的背景	継続性				
	法的義務あり	今後の優先度1			
	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度2	今後の優先度3	今後の優先度4	達成
	B 達成後、継続が必要				継続
	努力義務、または関連事項あり	今後の優先度5	今後の優先度6	今後の優先度7	達成
	B 達成後、継続が必要				継続
法的位置づけなし	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度8	今後の優先度9	今後の優先度10	達成
	B 達成後、継続が必要				継続

図 取組の選定イメージ

(1) 優先的に取り組むべき取組(例)

- ◆ 法的義務あり、または法的努力義務あり・取組の目標年が設定されている(下線部)
 - No.28 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知(義務)
 - No.35 水防災に関する説明会や避難訓練の開催(努力義務)
 - No.36 教員を対象とした講習会の実施
- ◆ 法的義務あり
 - No.22 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進
 - No.20 避難場所・避難経路の再確認と改善

(2) 質的な向上を図る取組(例)

- ◆ 法的義務あり
 - No.19 避難指示等の発令基準の改善
- ◆ 法的努力義務あり
 - No.9 対策本部、警戒本部等設置時の情報収集伝達設備
 - No.16 住民等への情報伝達方法の改善
 - No.38 水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知
 - No.51 関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成
- ◆ 法的制約なし
 - No.32 水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置

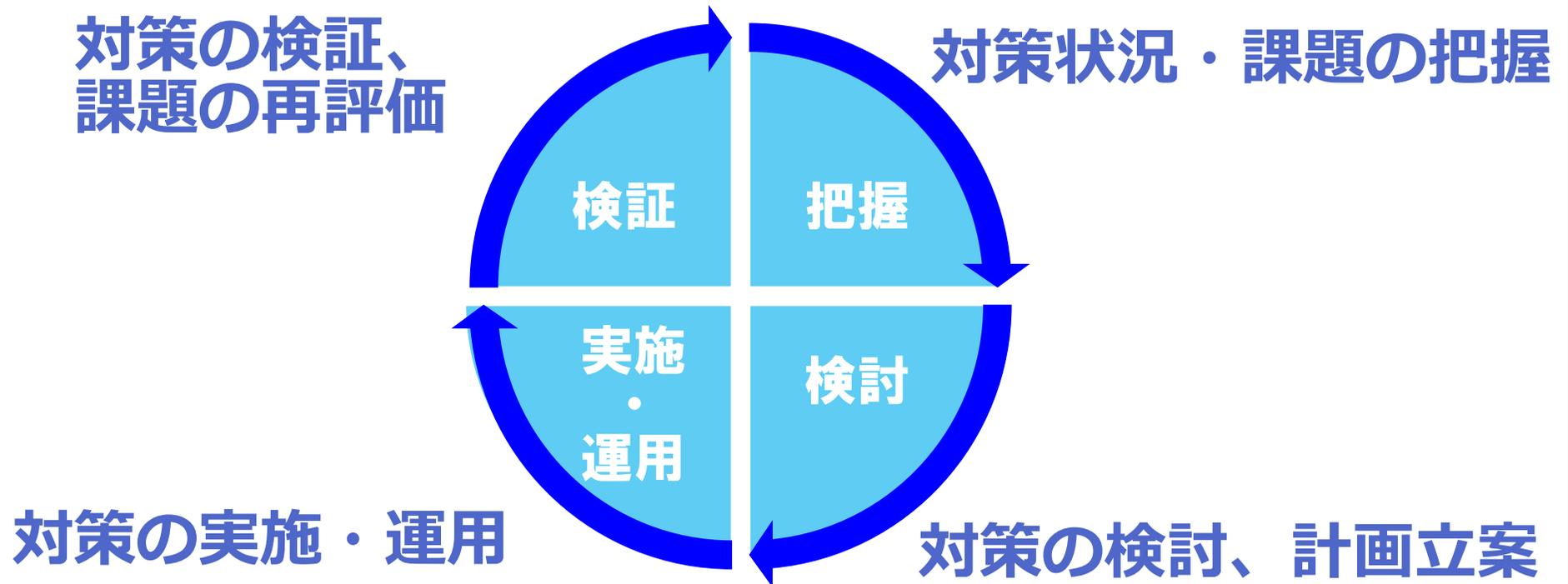
(3) 進捗率向上を目指す取組(例)

- ◆ 法的努力義務あり
 - No.11 まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充
 - No.24 大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進
- ◆ 法的制約なし
 - No.54 水害に対応した企業BCP策定への支援

3. 第2期の取組イメージ

- 基本的に、取組は一度実施して終了ではなく、**維持・継続し、定期的に、または災害発生時等に見直しを行いブラッシュアップ**していくことが重要である。

取組のPDCA



4. 最終年度の取組み方

～今後も水防災意識社会の再構築を目指し、**57の取組を継続**していく～

- ① 令和5年度フォローアップ調査にて聞き取りを行った「優先する取組」について、各機関において着実にメリハリをつけて取組み、主に質的向上を図る。
- ② 各機関における取組の支援のため、先進的に取組を行っている機関と、取組に関して課題を抱えている機関のマッチングを行い、意見交換等を行っていく。
- ③ 協議会・幹事会の場合だけでなく、ポータルサイト等を活用して随時、最新の優良事例を共有していくことで、各機関の取組の推進を図る。